

予算常任委員会会議記録（概要）

令和2年9月4日（金）

開 会 午後1時15分

【議 事】

○議案第105号「令和2年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)」

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

歳出予算説明書10ページ、健幸マイレージ事業について、参加者が加入する健康保険証または番号の入力とのことだが、参加者の医療費の抑制がどのようであったかといった効果の数値化や検証を行う予定か。

越智保健センター
長

検証するために入力すると聞いておりますが、県のシステム改修があり、その際に検討されるとのことですので、今後の状況については把握しておりません。

矢作委員

今回、自治体としての参加は県内50市町村とのことだが、県内全部が参加しているということか。

新井国民健康保険

県内63市町村ですので、一部を除いての参加です。

課長

矢作委員

予算計上は862万5,000円で、一般会計と半分半分とのことで、各保険者や企業の負担の内訳を議案質疑で示していただいたが、自治体の積算根拠、参加費用や1人当たり幾らか伺いたい。

須田健康推進部長

所沢市の負担の内訳で申し上げますと、人口割が103万5,000円、均等割が23万5,000円、利用者割が45万円、合計172万円です。

矢作委員

利用者割は実績に基づいての積算か。

須田健康推進部長

利用者割は1,000人を超えたとしても、上限額45万円ですので、本市の場合は当初が4,000人で、この補正予算で合計1万人をお願いしているのですが、上限額の45万円となっています。

平井委員

一般会計からは177万円ということか。

須田健康推進部長

トコトコ健幸マイレージ事業については、基本は保健センター健康づくり支援課で事業を行っていきまして、予算を一般会計と国保会計に計上していますので、詳細については一般会計の審査の時にお答えします。

村上委員 コバトン健康マイレージの保険組合の団体はどのようなものがあるか。

須田健康推進部長 健康づくり支援課が後ほどお答えします。

杉田委員 所沢市の参加人数が現在2,530人だったと思うが、国保の人とそれ以外の人は何れぐらいか。

越智保健センター
長 7月末時点で、申込者数が1,442人で、その内461人が国保加入者です。

杉田委員 約三分の一が国保加入者だが、この割合に関係なく単純に予算は国保と一般で折半するのか。

越智保健センター
長 そのとおりです。

平井委員 ほかの自治体の割合は分かるか。

越智保健センター
長

越谷市は50対50と聞いております。

石本委員

一般の人と国保加入者の割合が2対1で、費用はイーブンか。

越智保健センター
長

支出額の全額の保険給付費等交付金分を頂くので、そのような形で半分半分ということです。

石本委員

県の支出金があるからお金がかからないという考え方もあるが、今、国保税を値上げしている。国保と一般の割合は1対2だが、財布の出方は1対1となったら国保加入者としたら、そうでなくても国保は高いのだから、国保加入者への説明はどうすればいいか。県から来るからいいんだというかもしれないが、その元手も県民税かもしれない。そのようなことからしたら、どのように考えればいいか。

須田健康推進部長

財源は保険給付費等交付金の特別交付金で、県から来ることにはなっていますが、平成30年度の国保制度改革に併せて国の財政支援の拡充により新設された制度ですので、国からの交付金が県を通じて来ることになっています。一般会計と国保会計で50対50とお答えしましたが、前のところん健幸マイレージの時も、定数があったということもありますが、結果的に申込者を抽選した結果、国保の方と一般の方は50

対50ぐらいの割合になっていたのですが、担当としますと結果的には50対50ぐらいになるのではないかと予想したものです。まず予算の範囲内で執行したいと思っています。

石本委員

年度末見込みを1万人と見ている。現時点では五分五分と見れば約5,000人の国保加入者が入ってくるという読みである。国保加入者へのアピールは現時点でどのような作業をしているか。7月の国保の納税通知書には案内が入っていたと思うが、それ以外にどのようなアプローチをするのか。

新井国民健康保険
課長

広報のほかチラシ等を保健センターと国民健康保険課の窓口で周知しています。

石本委員

議会報告会のチラシを配っても受け取ってくれなかったが、ティッシュを付けると受け取ってくれる。インセンティブを与えていかないといけないと思う。景品委託料でいうと国保の人の分はどちらかというところと一般の方より当たりやすくなっているなどの配慮はされているか。

新井国民健康保険
課長

景品については平等に抽選となっておりますので国民健康保険に加入して有利になる形にはなっておりません。

平井委員

国保加入者が半分ぐらいかなと部長が言ったが、これは9月の予算なのではっきりしないが、結果的に2対1になった場合はこの割合を50対50ではなくて、国保会計から30にして、一般会計から70とか、そのようなことも今後考えていくことでよろしいか。

須田健康推進部長

トコトコ健康マイレージ事業は毎日参加者数が変わるので、どの時点で国保加入者と一般の加入者を捉えるのかという難しさがあるために他市でも一般会計と国保会計を50対50にしていることがあるのですが、一つの考え方として今年度の執行状況を見て、どのような分け方がいいのかという検討もできると思います。

村上委員

コバトン健康マイレージの予算の建てつけを聞きたい。一般市町村の単価がある。民間企業もある。その他に健康保険組合が皆、参加している。埼玉県国保連合会は参加団体に入っていない。市町村が参加するときに国保と折半で出す仕組みになっているのではないかと。先ほどは制度そのものの建てつけを聞こうと思ったら、分からないということで諦めたが、各健康保険組合も一緒に参加していきながら、コバトン健康マイレージの事務の経費を捻出していると思う。市町村で参加しているところ、してないところがあるかもしれないので、参加する市は国保と折半で出すという仕組みになっているのか。

越智保健センター
長

埼玉県に聞いたところ、按分の割合は合理的な説明ができればよいと
いうことなので、また改めて県に確認させていただきたいと思います。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第105号については、全会一致、原案のとおり可決すべきもの
と決する。

○議案第107号「令和2年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第107号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午後1時37分)

(説明員交代)

再 開 (午後1時40分)

○議案第106号「令和2年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

歳出予算説明書10ページについて、介護の更新認定の有効期間の上限が延長されて、3年間から4年間になったと聞いたが、長くなることは介護度や状態が変わったときに認定が遅れることが心配されるが、状況が変化した場合には申請によって再認定できるものか。

岸介護保険担当参事

状態が悪く変更になる場合には、随時、申請できるので問題ないと考えています。

矢作委員

ケアマネジャーがやるのか。家族からの申請でも大丈夫か。

岸介護保険担当参事

ケアマネジャーや家族が申請して、変更になります。

平井委員

介護保険を受けている方がだんだんと年を取ると、介護度が重くなるが、3年間から4年間ということはどうしてこうなったのか。国の制度設計だと思うが、所沢市として意見を上げていく機会はなかったのか。日に日に変わっていく、特に認知症の方はどんどん悪くなる。私も母親

を介護していて、すごく実感しているが3年間で4年間になってしまうと、認定に対して手遅れになる心配があるが、そのたびにと言うが、これからかかる方に対しても4年間は長いと思うが市としてはどのような意見を言ったのか。

岸介護保険担当参事 介護の認定の2次判定において直前の要介護度と同じ要介護度と判定された方に関しては3年間で4年間にすることができます。その時点で変わっているということがあれば、無条件に4年間にするといったことではないです。

平井委員 今までのやり方と変わらないという認識でよいか。

岸介護保険担当参事 そのとおりです。結局、更新の期間が短いとその分同じ介護度にも関わらず、調査の負担があるので、それを大変だから配慮するというところで、国も同じ要介護度で変化が無いようであれば伸ばしてもいいのではないかと思います。決して重度になることを妨げるようなことではないということです。

平井委員 歳出予算説明書11ページについて、基金の合計は幾らか。

岸介護保険担当参事 7期の最終ですと、19億4,493万3,617円です。

事

平井委員

今19億円ということは7期が終わるまでに20億円を超えると思うが、8期の保険料算定の時に従来どおりと同じように検討されていくのか。

岸介護保険担当参

事

8期の保険料を大幅に上げるということではできませんので、基金を取り崩して、保険料の調整は行っています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第106号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時46分）

（説明員交代）

再 開（午後1時47分）

○議案第104号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第9号）」

(議会事務局)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後1時49分)

(説明員交代後、協議会を開催)

再 開 (午後1時56分)

(秘書室、経営企画部)

【補足説明】

川上経営企画部長

三ヶ島地区の乗合バスについて、資料の提供をさせていただきたいと思えます。

亀山委員長

提出された資料をお配りしてよろしいか。

(委員了承)

(資料を配付) 別紙1のとおり

【質 疑】

末吉委員

37ページの情報化推進費について、リモートアクセスについて在宅勤務に備えて、今後整備していくとのことだが、リモートワークは現状のコロナの中で必要に迫られて緊急にやっていたらなければならないものと理解している。今後、この事態が収束し、平常に戻ったとして、市役所全体の業務についてリモートワークをどのように考えているのか。

安田 I T 推進課長

リモートアクセス環境等整備事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために立ち上げようとしています。今後については在宅勤務の在り方や制度の設計について、庁内で検討して、リモートアクセスについても、どのように利用していくか考えていきたいと考えています。

末吉委員

在宅勤務がこれから社会全体として、市役所の業務として必要なものであると考えるのか。今を乗り切るためにある程度、方策として考えるのかによって全然違ってくる。一時的にとということであるならば、ここで買っていくものは違う利用の仕方を考えていくことが必要であると思う。そうではなくて、ある程度働き方改革の中で、在宅勤務を推進していくのであれば意味合いが違うと思う。今の話だと、そこまでの検討はないとのことだが、今後どのように、どのような場で検討するのか。

安田 I T 推進課長

庁内で協議して検討していきたいと思います。

川上経営企画部長

今回、この機器を導入するのは新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ意味合いもあります。働き方改革の一つとして柔軟な職場体制を組むことも一つの理由となっているので、感染症のためだけのものではないと考えて、今後は庁内で関係部署と連携して、協議して進めていきたいと考えています。

末吉委員

ワークライフバランスについて、庁内で言われて久しい。妊産婦や体の弱い方という話があったが、どの年齢層にとってもワークライフバランスの観点の在宅勤務という意味で質疑した。このことについてはいかがか。

川上経営企画部長

始まりは妊産婦や既往症のある方を中心に利用することを考えていますが、その後は庁内で業務のバランスや効果を測りながら広めていきたいと考えています。

杉田委員

テレワーク用のパソコン50台の使い方や維持管理の方法はどのようなものか。

安田IT推進課長

外部持ち出し用のパソコンを自宅に持ち帰って、庁内のネットワークに直接つなげる仕組みになっています。基本的に市役所でやっているデスクワークと同じような形になります。

杉田委員

50台を導入して、妊婦や基礎疾患のある方がいるとして、その50台をそうした方々に1台ずつ割り当て、維持管理も含めてその人に任せられる使い方か。そうではなくて1日1日使うときだけ持ち帰って、使わせることや、そもそもそのパソコンの管理の仕方はどのように考えている

か。

安田 I T推進課長

長期間の貸出の場合は、毎日毎日ということではなくて、フレキシブルに対応したいと考えています。持ち帰った上で、自宅で維持管理をしてもらう形になります。職員が持ち帰って何日間か維持管理をしてもらう形になります。

杉田委員

w e b 会議用のパソコン 3 台は必要に迫られて、使用することは当然あると思うが、場合によっては必要に迫られないと使わないことも考えられるので、導入できたらまずは使ってみることが大事だ。そのような計画、少なくとも 1 カ月に 1 回はこうしようといったことは検討しているか。

安田 I T推進課長

現在 w e b 会議の要望が多いことと、限定的ですが会議を頻繁に行っているところで、この社会情勢的に w e b 会議はかなりの頻度で使う形を想定しています。

杉田委員

使用頻度が高そうだと感じたが、逆にいえば使いたい部や課が同時にたくさんある時なども考えられるので、予約などをして使うのか。

安田 I T推進課長

実際の予約や利用のルールは検討中です。

杉田委員

コロナの対策のためもあるけれど、現在ICTの活用がコロナの以前からいろんなところで進んでいるので、どんどん活用されていくと思う。議会でもこのようなものをいれてやりたいとのことだが、議会にもこのweb会議用のパソコンを空いていれば貸してもらえるか。

安田IT推進課長

基本的には市の業務で、市の職員に貸し出すことまでしか決まっていないので、これから予算が認められた後に、利用手順などを細かく決めたいと思います。

谷口委員

コロナのために在宅勤務せざるを得ないことがあったと思う。在宅勤務、リモートアクセスにより外部で仕事をする場合、インターネットにアクセスしないとのことだが、あえて言えばどのようなことが一番のリスクか。

安田IT推進課長

自宅に持ち帰るので、パソコンを盗まれてしまう危険性があります。人的なことで言うと、きちんとルールを決めますが画面を開いたまま離れないようにするなど、家族にも見られないように気を付けることなどを考えています。

谷口委員

概要調書では自宅ではなく、外部と書いてある。民間の方など喫茶店

などで資料作成をしているが、今回、市としては自宅あるいは市の公共施設の部屋に限定するのか。喫茶店など第三者的なスペースまで認めるのか。リモートワークの場所はどうお考えか。

安田 I T 推進課長 在宅勤務は自宅を想定しています。今後の活用方法としては国や県の研修会や出張も想定しておりますが、他の方から見られない状況でないといけないので、これから制度設計をしていきたいと考えています。

谷口委員 ルールつくりとすれば、いわゆる通常であれば働き方で、在宅勤務、外部での勤務のケースを就業規則で定めるのか。

安田 I T 推進課長 基本的には時間管理はログインとログアウトの時間をこちらで記録が取れるので、まずパソコンが稼働した時間は把握することが可能です。仕事の内容は所属長に処理をした際に、事務作業について報告する形をとりたいと考えています。

谷口委員 既に就業規則はリモートワークや在宅勤務をやる前提になっているか。今後、追加して項目として、内容として追加記載しないといけないのか。

安田 I T 推進課長 在宅勤務の制度設計はこれから庁内で検討していきます。

石原委員

w e b 会議用のパソコン 3 台は普段は I T 推進課で管理などをされると思うが、どこかの部署が使う時に持ち出すと思うが、庁外の機関にも持ち出して使用可能なのか。緊急事態宣言の期間中に学校や保育園が休園になって、学校の先生と P T A の会議が学校内に立ち入れないこと
によって、コミュニケーションできなかったのもので、この w e b 会議用のパソコンを使って、学校と外部の機関、保育園と外部の機関で使用する
ように貸し出すことも想定しているか。

安田 I T 推進課長

市の業務で、市の職員であれば貸出可能です。

石本委員

手数料 1, 0 3 3 万 4, 0 0 0 円の内容と内訳をお聞きしたい。

安田 I T 推進課長

一番大きなものはセキュリティ対策を含むネットワークの構築費で、
約 9 8 0 万円の費用を支出する予定です。その他のものについては、
様々なその他に付随する諸費です。ほとんどシステムの構築費として金額をかけるものです。

石本委員

今後、リモートアクセスを拡大していくときはこの手数料はまたかかるのか。

安田 I T 推進課長 基本的に今回の構築費用の中で台数が大幅に変わるとかサーバーの容量などについて何か改修などがない限りは、費用はかからないと考えています。大幅にパソコン台数を増やす話になった時には、その分、また別の費用がかかると考えています。

石本委員 令和3年から令和6年まではあまり増えなければ、もう二度と手数料はかからないのか。

安田 I T 推進課長 そのとおりです。

石本委員 3年間の S I M の使用料 3 8 6 万 9 , 0 0 0 円は庁用備品費になるのか。1 , 0 3 3 万 4 , 0 0 0 円の中から 9 8 0 万円がかかるといったので、この中には 3 8 6 万 9 , 0 0 0 円は残らないのだから庁用備品費に S I M の使用料などは入るのか。

安田 I T 推進課長 リモート環境の S I M の使用料は 1 3 節 1 8 万 9 , 0 0 0 円です。庁用備品費はパソコンの費用です。手数料の中の 9 8 0 万円以外は専用パソコンの管理費用と w e b 開催の部分が入っています。w e b 開催主催のライセンス費用もそれに充当されます。

末吉委員 w e b 会議のライセンスは幾らか。1 回とると所沢市役所全体で使え

るのか。

安田 I T 推進課長

w e b 開催主催ライセンス費用は、現在、2ライセンスを考えています。1年間11万8,800円で、庁内で主催するものに使えるもので、主催して、相手方を招待するときに使うような形で考えています。

末吉委員

議会事務局も使えるか。

安田 I T 推進課長

議会事務局が使用することは可能です。

谷口委員

2ライセンスとは2種類の会議でしか主催できないのか。

安田 I T 推進課長

2つの会議を同時に開催できるということです。2ライセンスあるもので、同じ時間帯に2つの会議を同時に主催できるということです。

谷口委員

パソコンは3台あるが、主催は2つに限定されるのか。

安田 I T 推進課長

同時時間帯に主催するものについては、2ライセンスでの事務となります。

平井委員

一番心配なのは50台をほかの方も使うので、専用ではない。情報の

漏れ、家族に見せないと答弁があったが、今一番自治体に問われているのはいろんな情報が漏れることが心配だが、高度なセキュリティ対策とあるが、実際にいろんな方が使う中で、もし何か重要な個人情報漏れることなどがあると思うが、そのような対策については少し書いてあるが、どのような形で行うか見えてこない。どのようにしているか。

安田 I T推進課長

扱える情報については機密性が低いもの、いわゆる個人情報を扱わない取り扱いになると思います。基本的にパソコンを開ける際に普通の I Dとパスワードだけでなく、他の要素を加えた上で他人がアクセスできない形で庁内のネットワークに入れない仕組みをつくることを検討しています。

平井委員

いろんな方が使うのだから、他人が使わない固定的なものではないので必ず回っていくものなので、何かの形で情報が漏れるリスクがあるかと思うが、たとえ個人情報が含まれていなくても重要な案件が入っている場合があると思う。そのようなことまで考えていないと、何か大変なことになる心配がある。

安田 I T推進課長

パソコン本体にはデータが保存できないので、基本的には市役所で行っている作業と同じようになるので、ハードディスクに記録した状態の情報が入るリスクはないです。なお、基本的に貸し出すたびに必ずパス

ワード的な、いわゆるセキュリティ要素を加えております。

谷口委員

作成した資料はクラウドかUSBに保存するのか。

安田IT推進課長

現在、市役所のデスクワークは専用のサーバーの中にアクセスして、そこに情報を入れる形で、今回も在宅ワークした作業はパソコンではなくて、サーバーでしか保存ができないように構築する予定です。

末吉委員

43ページの所沢ブランド推進事業費について、随分前から市長が発車メロディーをとなりのトトロにしていると言っていて、今回となりのトトロの記念碑を設置するのであれば、駅の西口と言われてもみんな分かる人ばかりではないから、どこにあるか、PRなどいろんなことを周知していかなければならないと思うが、西武鉄道がやる部分もかなりあると思うが、市として一体となって、所沢にお立ち寄りいただくことについて、どのように進めていくのか。

山屋企画総務課長

発車メロディーも含めて、観光ガイドブックや市のホームページ、様々な広告手段を最大限活用して、積極的にやっっていこうと思っています。スタジオジブリと調整しながら、意向に沿った形で最大限のことをやっっていくというふうに考えています。

矢作委員 コロナ禍で諸行事が中止になっているが、オブジェを造ることで何か
除幕式など計画されていることはあるか。

山屋企画総務課長 除幕式のようなものはやりたいと思って、スタジオジブリに相談した
のですが、宮崎駿監督の意向で、気がついたらそこにぽんとあったとい
う形、ひっそりと言っていいのか分からないですが、そうした意向があ
り、除幕式はできないと考えています。

矢作委員 市制70周年で予算や計画されていることや、このタイミングかどこ
か分からないが、何かあるか。

山屋企画総務課長 11月3日の市制施行の日から発車メロディーが流せるように調整
しています。規模を縮小する予定ですが、11月3日に市制施行70周
年記念式典を開催する予定です。この中で発車メロディーや今回のモニ
ュメントをできれば画像のような形で示して、御来場の皆さんにお見せ
できればと考えています。

 その他イベント的なものはほぼ中止にしています。記念誌と所沢の民
話等を題材にした絵本の予算がありますが、何らかのそうしたものを作
れればと今作業を進めています。

谷口委員 建設されて、PRするといろんな方に東口に来ていただける。その後、

発展形でネコバスみたいなものが走ればいいのだが、ところバスが東口の近くに来るのでネコバスのラッピングをするなど、次の段階にうまく発展させていくアイデアがあるかと思うが、そうした次の手はいかがか。

山屋企画総務課長

ネコバスについて、これまでジブリに相談した経緯があります。映画の世界観を大事にするために、なかなかうまくいっていないのが現状です。今回モニュメントができることになって、その後については具体的な案はないですが、せっかくモニュメント、発車メロディーがトトロになるので、それを活用したPRは今後考えていきたいと考えています。

石本委員

6ページの(仮称)乗合ワゴン運行事業(三ヶ島地区)に対する損失補償について、年間170万円の運賃収入、年間1万7,000人ぐらいの見込みとのことだが、1万7,000人は総トータルの数字か。お金を払う人間の数字か。どのような内訳か。

大館企画総務課主

幹

総人数です。料金の割引なども加味して、無料の方や、一部乗車証の割引の部分があるので、1人当たり100円ぐらいであろうと導き出したものです。

石本委員

8月26日に開かれた地域公共交通会議で導入の効果について、利用

者数の増加のところのところバスだと1日当たり76人、乗合ワゴンだと96人という資料があったが、76人と96人とはどのような意味か。

大館企画総務課主
幹

ところバスの1日当たりの乗車数ですが、令和元年度の三ヶ島地区のところバスの乗降者数調査を基に算出したものです。乗合ワゴンの96人は、地区のアンケート調査を行い、既に乗る場所は決まっている、使いたいルートははっきりしている方で、御回答していただいた方を集計した数値です。

石本委員

地域公共交通会議のメンバーにそこまで説明したのか。1日当たり乗合ワゴンに96人乗ると思うが、年末年始を除いても大体3万5,000人乗り、そこで100円を掛けたら350万円ぐらいの運賃収入が得られるのではないかと思うが、委員に説明したか。

大館企画総務課主
幹

具体的に導き出したところというと、はっきりそこまで説明した記憶はないですが、96人から単純に運行収入を計算すると1年間365日で計算すると、340万円という数字になります。ここで示しているのは、令和3年度はところバスと1年間並行稼働させる計画を予定していますので、その半分として、340万円の半分として170万円を運行収入として見込んでいるところです。

石本委員

この間の質疑のやり取りを聞いていると、実証実験をして、大体3年間はやりそうな雰囲気があった。2年目以降は運賃収入が340万円、350万円まで上がる見込みか。債務負担行為で2,361万円出ているが、今後これが増えて、赤字の補填が増えていくのではないかと危惧している。どのように見込んでいるか。

大館企画総務課主
幹

事業費が仮に変わらない想定だと、運行収入は単純に倍になるので2,361万円よりも運行補償料は下がっていくと思います。

石本委員

平成21年から平成25年までに三ヶ島循環コースをつくった時も、地域の要望が出ていた。この手の公共交通はつくりたいかと聞けば、つくりたい、欲しいかと聞けば、欲しいと答える。実際に乗るか乗らないかという話で大体立ちいかなくなるかどうか大きなポイントになる。循環コースはみんな最初から乗らないという雰囲気だったがセッティングした。その時との比較はどうしたのか。

大館企画総務課主
幹

三ヶ島循環コースは地元の要望があり、まずは循環を行ってほしいとのことで開始したところでしたが、その後、航空公園駅まで延伸というか、直通するコースに変更していただきたい要請があり、改めたものです。特に赤字が大きいから、乗降数が少ないから見直したということ

はありません。

石本委員

三ヶ島方面から防衛医大まで来ると長くて、乗り勝手が悪く、最初は地域で回ったほうがいいのだという要望があって、それを実現した。いざ始まったら、残念ながら乗客が見込んだ数より少なかった。同じ失敗をしてほしくない。当時の担当者にヒアリングをして、今回の議案に至っているのか。

大館企画総務課主
幹

今回、ところバスは今まで狭山ヶ丘駅西口まで回っていたことによって、コースが肥大化し、所要時間がかかっていたものです。今回、狭山ヶ丘駅東口で止まって、ルートが小さくなりますので、所要時間が短くなります。それによって利便性が高まるのが一つと、ところバスが短縮されたところを乗合ワゴンでフォローさせていただいて、狭山ヶ丘駅で結節するので、狭山ヶ丘駅西側の方が狭山ヶ丘駅でところバスに乗って航空公園駅の方に行くことも可能になると理解しています。

末吉委員

路線図をお示しいただいた。循環コースは基本的にどのような方が、どのような目的で、どこに行きたいかが非常に大事だと思う。三ヶ島公民館に行くまで何分かかるか。どれぐらいの方がこれを使って、どこへ行くことを想定しているのか。

大館企画総務課主
幹

具体的な数値的なものは保有していませんが、地域のアンケートや、ルートを設定するに際しては、三ヶ島地区の地元の方と協議を重ねて、決定したもので、買い物や病院、公共施設などの利用の声が多く、今回全てルートの中に取り込みました。三ヶ島まちづくりセンターへの所要時間は、乗られるところによってだいぶ時間が変わりますが、お示した実線ですと1周回ると50分程度、点線は1周回ると60分程度要します。

末吉委員

循環型については、1回やっていて、継続しなかった。こうした少人数の乗合ワゴンのものは他の自治体で言えば、スーパーマーケットに行きたいという目的の方をある程度拾って行く、帰って来る。病院へ行くといったように効率的にやっている乗合ワゴンがある。このバスに合わせて1時間かけて三ヶ島公民館へ行って、そのように毎日使う方がどれくらいいるかと言えば、甚だちょっと分からない。地域の人話を聞いたとのことだが、地域公共交通会議の方は三ヶ島の方はいらっしやらない。三ヶ島の話聞いたという区長会の方や地域包括という話は分かるが、個々に住んでいる、ある意味の声なき声というか、そこら辺のニーズは調べたか。

大館企画総務課主
幹

ルート等については、地域包括の方々やいろんな方と協議しました。このルートがある程度、形になってきたところで地元の方々へのアンケ

ート調査をして、意見などをいろいろと募ったところです。その中で利用について、買い物や病院や駅への結節などの声が多くあったので、ある程度区長の意見だけでなく、地元の声も反映できていると理解しています。

末吉委員

この事業は黒字になるものではないと思う。どの程度で見極めていく基準があるのか。

大館企画総務課主
幹

具体的に期間を定めていませんが、交通不便地域における移動の利便性の確保の観点で効果的であると判断される期間は、継続するものと考えています。今後、事業を行うに際して、策定予定のガイドライン等に基づいて、地域公共交通会議や地域の意見などを踏まえて、見直しなどを検証していきたいと考えています。

末吉委員

私たちがこの事業が始まったら、どのように整理をして、どのように評価していくのかを見ていかなければいけないのだが、その時期も決まっていないのか。

大館企画総務課主
幹

ここまでにこれを達成しないと、こうするという事ではないもので、最大3年間実証運行期間は設けています。移行のタイミングはまだ固まっていますが、本格運行に稼働後、見直しを行わないというもの

でもありません。随時、地域の方の声や、そうしたことを受けながら見直しを行うことは可能と考えています。

石原委員

大本のコンセンサスでは非常に大事だと私も思う。アンケートとは別に、区長、いわゆる一般でいう自治会長、町内会長だと思うが、その区長たちが、加入されている世帯の方々に独自にヒアリングを行って、御意見をまとめたりして、その意見が区長たちから集約されていくという形として理解をしてよろしいか。

大舘企画総務課主幹

実際に個々に意見集約されたかまでは分かりませんが、地区を代表される方ですので、ある程度、地元の実情というのは一番理解されているというところで、地元の声を反映されているものと理解しております。

石原委員

同様に、包括は圏域の方々から意見集約を何らかの形で行って、それを地元からの御意見という形で反映させるようなプロセスを取っていたという理解でよろしいか。

山屋企画総務課長

地域包括支援センターについては、地域ケア会議ということで、定期的に関係者等、民生委員等が集まって会議を行う中で、かなり交通の話ということがでてくるそうです。そういった話を意見交換会の中で集約して、お話を頂いたり情報提供を頂いたりということをしておりまし

た。

石原委員

包括の事業所は何というところか。

山屋企画総務課長

三ヶ島第一包括支援センターです。

石原委員

それをやっている事業者は何という事業者か。

山屋企画総務課長

みなわ会です。

村上委員

コースのコンセプトだが、資料の実線ルートについては、これは駅までのアクセスを重点に置いたもの。点線については、買い物、病院を重点に置いたコースという理解でよろしいか。

山屋企画総務課長

実線と点線いずれのルートも、最初から揺るがないコンセプトとしては駅に行くというものが第一に考えられております。その中で点線ルートについては、実践ルートよりも若干時間が伸びてしまっているのですが、病院と買い物については需要が高いということで、寄り道をするようなルートでつくっております。

村上委員

コンセプトの出発点は、あくまでも交通不便地域からということによ

ろしいか。

山屋企画総務課長

このルートについては、当然、駅の側を経由して駅まで行くものですが、やはり最大の目的としては、交通不便地域から駅に出やすくするというのが基本的なコンセプトです。

村上委員

この点線のコースは確かに買い物と病院のルートになっているが、今の駅からの視点で考えていくと、この行き方が逆じゃないかという気がする。要は、駅から先に、買い物、病院に行って、それから奥に行くという、これは別々にルートがあるのか。このルートだと、駅から買い物へ行って、病院に行って、奥に行く。となると、奥の人が買い物して病院に行くということであると、逆のルートになるように思える。その辺のところはコンセプトの関係から、このコースというのはどうなっているのかお考えをお示しいただきたい。

山屋企画総務課長

そこはかなり地元とも協議をして決めたところなのですが、先ほど申し上げたとおり、最大の基本的なコンセプトとして、交通不便地域から駅に行きたいということがありました。資料を見ていただくと、例えば三ヶ島地区の方から駅側に向かうものというのは駅に直行しているようなルートになります。買い物用については、駅から行くような形にはなっているのですが、これについては、地元との協議の結果、

どちらかを取るとなると、そちらの方向性ということで了承を得ている
ものです。

村上委員 そこにはかなり論点があつて、地元の最終的な意見をまとめると、駅
への直行の方がよろしいと、重要視しているということか。

山屋企画総務課長 そのとおりです。

村上委員 今のところバスもそうだが、私のところに入ってくる声が、年末年始
に買い物へ行きたいのだけれど、年末年始は運行していないと。本来、
高齢者とか交通弱者の人が年末年始こそ、そういったものが欲しいのだ
という意見がある。その辺のところは、計画する段階で乗合ワゴンの中
では検討されたのか。

山屋企画総務課長 年末年始は運行しないという、ところバスと同じような運行スケジュ
ールということでかなり初期の段階でお話をしたのですが、特に年末年
始を休むことについての御意見はありませんでした。そのことから、と
ころバスと同じような運行スケジュールということで、これまで進めて
きたものですが、これからまた実証実験に入っていく、様々な御意見が
出てくる中で、そういった年末年始の運行であるとか、御意見がある場
合には検討し、反映させたいと考えているところです。

平井委員

乗合ワゴンが市民が待ちに待ったものである。私も随分前から三ヶ島地域に行くと、皆さん高齢化して車の運転免許証を返納してしまって、駅に行けないという話がいっぱいあって、そういう中で実現したもので、本当にうれしく思う。ただ、地域公共交通会議のメンバーの中に、ほとんど三ヶ島の人がない中で決まったのであれば困ったことだと思う。昨日の議案質疑の中でも、このコースについては住民から聞くという話があったのだが、今日の話の中でアンケートを取るというのがあった。そのアンケートは重点的に三ヶ島を行うとか決めているのか。どういう形のアンケートを取るのか。

山屋企画総務課長

アンケートについては、利用者の意見を伺うということで、これまで行ったものもあります。これまで行ったものについては、当然、こういった路線図を示した上で、使うか使わないかということと、具体的に、このバス停からこのバス停まで買い物で使うとか、病院で使うとか、踏み込んだ形で考えられるかというところも聞くといったアンケートを行いました。区長会協力の下、三ヶ島一区から六区までの住民を対象にアンケートをさせていただいたものです。今後、実証運行ということで始めた中で、使った上での御意見を頂く場合については、こういった対象、内容でというのはまだ考えておりませんが、1回だけということではなく複数回行って、検証をしたいと考えております。

平井委員

ルートはまだ決まっていなかった。これから住民の声を聞いてルートを決めるのかなと思っていたが、ほぼこれで確定ということで、この資料だけでは私はどこに停まるのかよく分からないが、もし決まった場合には、また住民の声によって変更することもあると分かった。先ほど来、気にしているのが財源の問題である。公共交通というからには、儲けはそう考えなくても私はよいと思っている。交通不便地域、交通弱者のために行うものだから、ここで儲けようなんて思わなくてもよいと思う。昨日の議案質疑の中で、運賃は200円を想定しているということと、特別乗車証についても考えるということだが、特別乗車証というのはどういう形になるのか、検討しているのであればお示しいただきたい。

山屋企画総務課長

特別乗車証を含め、何らかの割引措置は導入したいと考えているところですが、内容については現在検討中です。

平井委員

もしこの三ヶ島地域の乗合ワゴンが成功というか好評だった場合には、柳瀬や富岡でも検討されるという話が昨日の議案質疑であったが、その後の問題で、交通不便地域は三ヶ島だけではないので、そういうことも視野に入れて、今後行っていくという理解でよろしいか。

山屋企画総務課長

富岡、柳瀬地区については、既に地元の皆様との協議を開始しました。三ヶ島は今回、債務負担行為をお認めいただければ、令和3年度の4月に運行開始したいと考えております。富岡、柳瀬についても、間を空けずに実現までこぎ着けたいと考えております。

杉田委員

運行コースのことを聞きたいのだが、矢印が一方向しかないので、一方向での回り方、ところバスは行ったり来たりで戻るコース、同じコースの中で右回り左回りのようながあると思うが、乗合バスは一方向である。そうすると、駅に行きたい人はよいと思うが、途中から乗って途中から降りる人、また自分のところに戻ろうとすると、駅に向かって、駅で降りなくてはいけない。そこからまた目的地が途中だから、そういったことが考えられると思う。1時間に1本走るということは、駅に着いてもすぐに出るとは思うが、その場合の料金はどうなるかとか、その辺りはいかがか。

大館企画総務課主幹

ルートの進行方向をどういうふうな形にするかというのは、地域からコンパクトなルートでかつ便数を多くしてほしいという声が寄せられたところで、同一方向のルートで、一時間に一本程度を確保するようなことで制度設計したところです。

杉田委員

途中の人は工夫してもらおうということで分かった。最大3年間の実証

実験だということなので、今現在ところバスが三ヶ島方面を走っていることについては、来年度、1年間はまず両方運行すると。その翌年は、三ヶ島コースをまた運行するかもしれないし、やめてしまうかもしれない、その辺の判断はどのようにしていくのか。

大館企画総務課主幹 そのこのところは実際に制度がきちんと地域に定着したかどうか、ところバスの改革だとか、総合的に加味しながら令和4年からところバスの路線を短縮する時期などについても検討してまいりたいと考えております。

杉田委員 ワゴン車3台の保管場所、駐車場所はどこになるのか。

大館企画総務課主幹 債務負担をお認めいただいた後に運行事業者を選定するような形で検討しています。事業者の方に、市の方で作成した車両をお預けして、維持管理していただくようなことを想定しております。

杉田委員 ワゴン車の定員は車椅子1名と7名で8名になるのかと思うが、ワゴン車なので、普通車で運転できるものという考え方だと思う。そうすると多分、最大10名、運転手も含めて。定員は9名にしておいたほうが、よいのではないか。座り切れない人は立たせるわけにはいかないのか。バスの場合は立って乗せることができる。補助席みたいなものでも工夫

して、そういうことを考えておいたほうがよいのではないかと。

大館企画総務課主
幹

今回、出来合いの車を改造して使用するような形になりますので、そもそも車両の乗車定員数というのは決まっていることから、定められた人数を最大限の乗車数として捉えているところです。

杉田委員

8名ということで、議案質疑でもあったが、乗りたい人があふれてしまう場合には、残った人を予備車で迎えに行くということだった。先ほど聞いた車の保管場所がタクシー事業者ということで、まだ決まっていないからどこになるか分からないが、例えば、三ヶ島に近ければよいと思うが、遠い場合、いくらすぐに来るといっても待つことになる。そういう意味では、タクシー事業者なわけだから、タクシーは無線を持っている。そのタクシーに行ってもらってしまった方が、時間的にはよいのではないかと。あふれた方々というのは、なるべく早く行ってあげなければならぬというのがあると思う。運行仕様の中にそれも含めてお願いするのはどうか。

大館企画総務課主
幹

先ほど申し上げましたとおり、乗合ワゴンの運行事業者の選定については今後設定するような形で、企画提案型のプロポーザル形式で決定することで企画しております。プロポーザルの中で審査項目の一つとして、後続便の運行についても設けているので、事業者からの提案を受け

て審査させていただきたいと考えております。

石本委員

予備車のことを伺いたい。2,361万円の内訳で予備車の分はいくら計上しているのか。

大館企画総務課主幹

後続便の金額は、収入と約同額の170万円程度を見込んでおります。

石本委員

部長に伺いたい。先日、8月26日の地域公共交通会議に諮問されている。今までの市の進め方というのは、諮問をして答申をもらって、錦の御旗を得てから議案に出してくるという形だった。今日可決したら、地域公共交通の方々には、はい決まりました、だからいいよね、ということになってしまう。進め方というのはどのような議論で、同時並行で行っているのか。

川上経営企画部長

地域公共交通会議には今回、諮問をしております。このことに当たっての御意見を頂くという形になっておりますので、その御意見を踏まえて、今後それを反映させられるものは反映させていくことを考えております。

石本委員

意見が決まっても、議会で議案が通れば、例えば何かを言いたい方が

いたとしても、大体既定路線ということになる。何をどのように反映させていくのか。我々議会が仮に議決した後に、ここの会議で発言しているものを、何をどのように発言しているものを拾っていくのか。例えばコースを変えるとかいろいろとあると思うが、そういうのはどうなのか。

川上経営企画部長 先日の公共交通会議でもいろいろと意見を頂いております。いくつかを紹介しますと、例えば、障害のある方への対応や、後続車の取扱いについても御意見を頂いております。そういった御意見については、ここで債務負担行為をお認めいただいた後でも、反映させられる範囲のものと思っております。

石本委員 傍聴した人に聞いたのだが、発言された方が非常に少なかったということを知った。何人ぐらい発言されたのか。

川上経営企画部長 発言した委員は、今回、公募の方がいらっしゃいます。公募の方が4名、皆さんから御意見を頂きました。継続して勤めていただいている委員からも御意見を頂きました。私は5、6名から御意見を頂いたという印象を持っております。

石本委員 委員の数を見ると20名以上いる。中には大学の有識者の方とか、西

武バスの取締役の方、障害者団体の方、タクシー協議会の会長もいる。
こういう、プロの職業としてされている方からの発言というのはどうい
うものがあつたのか。

川上経営企画部長 今御質疑のあつた方々からの御意見というのはいただいております。
ん。県の公共交通の担当者からの意見は記憶しております。

末吉委員 だいぶ昔だが、私は審議会の委員をしていたことがある。その時に、
市の方で決まつたことなので反対の意見を言わないでくださいと言わ
れたことがあり、その審議会は皆怒つてしまつて、大荒れにもめた。一
体何のために審議会で意見を聞くのだということをやつていた。この8
月26日に会議を開催しているということで、前日には議会に議案書を
配つている。お互いに、それぞれにとって失礼な日程設定なのではない
か。

川上経営企画部長 どちらを軽視するという考えはもちろんありませんし、決まつたもの
をそのまま押し通すとかそういうことではなく、多くの御意見を頂い
て、それが反映させられるものであれば反映させたい、そういう形で提
案をさせていただいているものです。

末吉委員 例えば、この会議の中でいろんな意見が出て、そのことについては、

反映しようがない。少なくとも議会の説明の中においては、このやり方で説明をして、私たちもこれで議決をしていくことしかできない。つまり、会議の諮問をしても、そこが反映されないではないか。そういうふうにしか私には思えない。つまり言いたいのは、もう少しずらすことができないのか。なぜこのタイミングでこうするのかというのが理解できない。

川上経営企画部長

確かに今回やや遅くなっているというのは、こう言ってしまうと全てそれになってしまうのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、若干、こういった集まり、審議会が遅くなったということがあります。ただ、こちらの審議会からの御意見を元々反映させないというような意識はありません。いただいた意見はきちんと対応していきたいと考えております。

末吉委員

ところバスは、心無い意見として、空気を運んでいるみたいな言われ方をすることもある。例えば、この乗合ワゴンについても、誰も乗っていないで走っている状態というのは有り得るのか。

川上経営企画部長

今回、このワゴンについては現在ところバスの走っているところに1年間、併走させることとなります。その期間は分散されると思いますが、今後はところバスを利用していた方も、ワゴンを御利用いただけるとい

うふうに考えておりますので、利用者に関しては先ほど説明がありましたとおり、ある程度見込めるものと考えております。

末吉委員

乗合ワゴンについてもいろいろなやり方があって、例えば、林地域や糶谷地域をぐるっと、ある意味範囲を狭めて、そこから駅に行き、いなげやに行き、西埼玉に行くというふうな、つまり予約制にして、1時間に1本だとしても、そうではなくて、30分に1本とかそういう出し方をして、病院へ行く時間とか大体決まっているものではないか。だから、そういうふうになっている乗合ワゴンもある。そうすると、空気を運んでいるということはない。一つは、この循環型を否定しない、循環型がよいのだというお声があることは理解するが、市民が乗りたい時間帯、使いたい場所というものを、ピンポイントでやっていけば、いっぱい乗れないから予備車両が来たとか、それでも乗れなかったというのが無くなり、使わない時間帯にがらがらだったとかいうこともなくなる。根本に戻ってしまうが、そういうことも含めての検討をこれから3年間の中でしていくことがないと、これから柳瀬、富岡に行くときも、同じような問題が起こると思う。その点についての考えを伺いたい。

川上経営企画部長

御指摘の通り、現在決めたコースが完全なものというようには思っておりません。そのために、国からも3年間の実証運行の期間というものが認められているというところです。実証期間というのは、廃止をするか

しないかということではなく、3年間は改正しやすい、国への事務手続きが軽易なものです。3年間というのは、コースや停留所については、変更しやすい、導入してみたけれど、ここはああだね、こうだね、というところを変えていくことがやりやすい期間なのです。そういった課題が見つければ、迅速に対応できる、ただ、迅速にとっても、皆さんの御意見を聞く、これは当然のことで、地域から、公共交通会議や、アンケートなどから聞くということを考えておりますので、そういうことで迅速に対応していくということになろうかと思えますし、先ほどのお話の中で、ダイヤをもうちょっと柔軟にしたらどうかというような話もあるかと思えます。そういったことも、当然、実証の中で考えていきたいと思っております。

平井委員

末吉委員のおっしゃることも当然であるが、運行は来年の4月からということはまだ時間がある。今日の議会での皆さんの議論も踏まえて、さらに練り上げていくということができないこともないと思う。3年間の実証期間もあるわけだから、その都度、悪しきところはやめて、改善していくということでよいか。

川上経営企画部長

そのとおりです。そのための3年間の実証期間といふふうに考えております。

村上委員

諮問が8月26日付で出てきたことについて、多少、各議員にも疑義があるのは確かである。では何を諮問するかということで、運行方法等の具体的な事項について意見を求めている。この具体的な項目を挙げてもらいたい。

山屋企画総務課長

諮問の内容については、ワゴンをやるかやらないかということではなく、やるに当たって、国土交通省への届出、申請等が必要になります。それに必要な内容として、ダイヤ、停留所の位置を決めておく必要があります。その辺りのことについて、御意見を頂くということで諮問をさせていただきました。

村上委員

具体的に国土交通省に対する手続の中で、そこで決めていかなければいけない項目について諮問をいただく。だからある程度の大きな運行については、地元の、地域の方々からの意見を集約しているので、大きな方向性については固まっていると。ただ、国土交通省に対する申請の中で、様々な停留所の位置とか、時刻表とか、そういったことについての手続上の諮問をすると、そういうことでよろしいか。

山屋企画総務課長

おおむねそのとおりです。

石本委員

見直していくのは3年間のどれぐらいでというのは示されなかった。

例えば、平成23年9月議会の一般質問で平井委員はこう言っている。
平成21年度の9月に路線が見直されたが、前より不便になったと。取り分け、私の住んでいる三ヶ島地区からすごい声が上がっているんです、と路線を変えて1年9か月後の平井委員の一般質問だが、さすがに今度は1年半も経ってこういう声が上がるとか、1年9か月も放っておくとかそういうことはないということによろしいか。

山屋企画総務課長

特に最大3年間認められている実証運行期間については、細目に検証をして対応についても迅速に行っていきたいと考えております。

粕谷委員

先ほど来、議案審議をしていく中で、いろいろな意見があったり、公共交通会議の中でも意見があったりだとか、弾力的にやっていきたいというふうに言われたと思うが、仮にも債務負担行為というのも一つの予算である。予算が出てきたということは、自分たちの考え方というのはまとまってなくてはいけないと思う。3年間の実証期間というはあるけれども、予算が出た以上、自分たちで固めた計画はやっていくのだと、その後の3年間の中でいろいろな公共交通会議の中で意見が出たとか、こういった今審議をしている議員の中から出たこともその中でやっていくという形でよいのか。今、曖昧な形で、いろいろと出てきた意見を取り入れながらやるのだとかそういうことではなくて、執行部側の方で固まった計画的なものを持っているのだと、そこまでやっていくのだ

と、その後にいろいろなことを考えていくのだということによいのか。

山屋企画総務課長

おっしゃるとおりです。

休 憩 (午後 3 時 2 1 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 1 分)

(総務部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後 3 時 3 2 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 3 分)

(市民部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後 3 時 3 4 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 6 分)

(福祉部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

要援護高齢者調査についてだが、昨日の議案質疑でもあったが、例えば単身であるとか、介護保険を受けるとか自体は調査をするときには、既に分かっていると思うが、この調査は、単身の連絡先などを把握することが一番大切なところである。介護保険を利用している人とケアマネジャーがいるので心配ないが、一番懸念されるのが介護保険を利用しておらず、行政サービスとつながっていない、老化が心配される高齢者の健康だが、現在はその実態把握や支援ができていない状況かと思われる。民生委員が訪問することが極めて厳しい時期かと思うが、今後コロナ禍において介護保険サービスを受けていないが、日常生活上での困りごとや認知や老化していくことへの心配をしている高齢者の対応についてどのように考えているのか。

田中高齢者支援課
長

委員のおっしゃるとおり、この訪問は中止となりましたが、その代わりとして、民生委員に限らず、地域包括支援センターや高齢者みまもり相談員による電話やインターホン越しの聞き取りという手法とったり、必要な事項についてはチラシなどを配布し情報提供を行ったり、対面が難しい分、こういったことも認め、やっていくことを考えています。

末吉委員

それはやっているということか。これからやるということか。

田中高齢者支援課長 地域包括支援センターやみまもり相談員については、インターホン越しの訪問など今までの対応を行っています。

石本委員 第8期の計画を策定となると思うが、要援護高齢者調査は計画をつくる際に、どれくらいのデータの活用をしているのか。

田中高齢者支援課長 要援護高齢者調査そのものは、高齢者個々の健康状態や緊急連絡先の把握を主としていますので、多少の考慮はありますが、直接は計画策定上の必要な調査とは考えてはおりません。

石本委員 本会議の議案質疑では、今回初めて調査をしなくなったということであつたが、今の答弁では、毎年やっていたことをやめることは大きいことだと思うが、やらなかったことがどういったことに影響が出るのか。

瀬能福祉部長 確かに、今年は回れないということで民生委員の活動に支障が出ていくという話は当然伺っています。計画策定ということでは、第8期計画は来年から3年間ということで、既に昨年実態調査を行っております。また、毎年、認知症アンケートを行っておりますので、そういったことから計画策定ということでは、基礎資料の収集は行っておりますので、そういうことでは第8期計画の一つの資料として策定を進めているところ です。

谷口委員

要援護高齢者調査は、今回はコロナで中止ということだが、来年度以降は廃止という意見もあると聞いたが、実情について伺いたい。

田中高齢者支援課長

この調査については、民生委員からも見直しをすべきだ、継続すべきだなど、いろいろな御意見を頂戴しているところです。今回は、コロナの影響から中止となりましたが、これを機に、現在、この調査の在り方について民生委員・児童委員連合会や地域福祉センターと協議しています。引き続き、よりよい対応となるよう検討しているところです。

谷口委員

今回中止となることで、民生委員の動きに支障が出ているということだが、具体的にどういったところに支障が出ているのか。

瀬能福祉部長

それぞれ、個別の訪問ができないということになりますと、要援護調査をするということで訪問しやすくなるということがあります。そういう中では毎年お願いしていることから地域のある程度の方の把握はできていると思いますが、地区の方々の状況は変わりますので、そういったところの把握がしづらいという状況と考えられます。

谷口委員

先ほど課長からは来年度以降云々という話が出たが、地域で困っている高齢者をどうやっているんところでサポートしていくかことでは、

質と量は現状を維持するべきだと考えるが、その辺りについての考え方で今後も含めて部長の見解を伺いたい。

瀬能福祉部長

確かに、質的なものは今回コロナで中止になったということは、一時的なことと捉えています。その中で、今後、どういった形でこれまで以上に実態把握ができるかということは、民生委員・児童委員協議会の皆様と協議をさせていただいておりますので、その中でよりよい方法を探っていきたいと考えています。

谷口委員

現状把握と民生委員をサポートできるような質が一致するようないろいろな方法を考えているという理解でよいか。

瀬能福祉部長

委員おっしゃるとおり、そのような形で考えていきたいと思っています。

矢作委員

住居確保給付金の追加であるが、昨日の議案質疑の中でも、延長2回が可能で、9か月までという説明があったと思うが、これは受けている方がそのまま自動的に2回延長されるのか、状態の調査をした上で申請が必要なのか、その辺りについて伺いたい。

荻野生活福祉担当

住居確保給付金の延長については、事後的にはではなく、あらかじめ申

参事 請をしていただき、資格要件に該当するかどうかのチェックをさせていただいて、認めていくということで考えています。

矢作委員 延長も含めてこの予算になっているということでよいか。

荻野生活福祉担当 予算については、延長を含めては考えておりません。延長をされない参事 方も多く、2回延長される方は少ないものと考えております。

石本委員 300件を800件と今回大幅な補正であるが、他の市町村も同様なものなのか。

荻野生活福祉担当 他市については、川越市は6,000万円、越谷市は6月に4,120参事 万円、9月に4,400万円となっておりますので、他市町村においても6月、9月と補正予算としているところが多い状況です。

矢作委員 議案資料ナンバー2の25ページ、埼玉県介護保険事業費補助金返還金は利用者がほとんどいないということだが、制度を改善し、利用しやすくしていくという要望を県に上げているのか。

岸介護保険担当参事 国の制度でありまして、国は、基本的に利用者に自己負担してもらうという考え方でして、使える条件が制限されているものと考えられま

す。国の制度を変えることはできないので、本市では市単独で低所得者への助成金制度を設けて、低所得者の負担に配慮しています。全国的な制度のため、国に要望して変えていくことはできないものと考えています。

休 憩（午後3時51分）

（説明員交代）

再 開（午後3時53分）

（こども未来部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

放課後児童クラブの事業者への補助ということだが、関連で向うが保育料の減額ができると思うが、保護者には情報提供をどのようにされたのか。

三上青少年課長

第2回定例会において御提案しました保育料については、議決後保護者の方々に周知を行いまして、市が自粛要請した期間及び休所期間のうち、自粛された分については7月以降に保育料を返還させていただきました。

矢作委員

減収によって保育料のランクが下がる場合があり、その場合には手続

が必要となると思うが、このことについてはどのように周知したのか。

三上青少年課長

毎年、減免の手続については、各クラブを通じて保護者に御案内をしております。また、コロナの関係による減収への対応については、現時点で各クラブが利用料金制をとっており、市が徴収するのではなく事業者の収入となります。このことから、徴収は事業者が行うこととなります。以前、市が徴収を行っていた際にも、突発的に支払いが厳しくなった場合には、分割納付等支払可能な額をお支払いいただいております。ことから、相談があった場合にはこのような対応を指定管理者にお願いしていきたいと考えています。

矢作委員

こういった方々が増えてきているといった傾向が分かればお示しいただきたい。

三上青少年課長

今のところ、市にこのような相談は来ていない状況です。

矢作委員

確認だが、事業者が徴収ということだったが、事業者に相談して事業者が判断するということか。

三上青少年課長

基本的には徴収する義務は指定管理者にあります。判断に納得いかない場合は市に御相談いただければと考えています。

谷口委員

議案資料ナンバー 2 の 3 1 ページの児童福祉施設における感染拡大防止対策事業では、消毒作業等とあるが「等」とは何か。

小山保育幼稚園課
長

消毒作業のほかには、朝夕の園児の受入れや引渡しの際、通常、保護者は保育室に入らせていただいておりますが、現在は保護者には室内に入らせていただかず玄関での受入れや引渡しとしていることから、その業務の補助であったり、給食や午睡については、できるだけ間隔を広げていることからホールでお昼寝をしたりと、通常とは異なる対応をしていますので、そういった業務の補助として会計年度任用職員に入らせていただく予定です。

谷口委員

この会計年度任用職員の勤務体制は 1 日何時間なのか。

小山保育幼稚園課
長

予算の積算ですが、議案質疑において 1 9 人と部長から答弁いたしましたが、1 園につき 2 時間としています。

谷口委員

1 日 2 時間で、週何日か。

小山保育幼稚園課
長

週 5 日で積算をしています。

谷口委員

いつからこれらの職員を配置する予定なのか。

小山保育幼稚園課
長

この補正予算において、お認めいただいた場合には10月1日から3月末までの6か月間で任用していきたいと考えております。

休 憩（午後4時1分）

（説明員交代）

再 開（午後4時3分）

（健康推進部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

地域医療を維持するための感染症対策支援事業についてだが、この事業に関しては税金を投入する視点から、そもそも事業をつくることの議論は部内で行ったのかどうか。

小澤保健医療課長

地域の医療機関で今後も市民が安心して医療を受けることができる体制を維持することが必要であると部内でも議論を行い、要領についても作成中です。

石本委員

そもそも要領の骨子などがある程度からつくってから、予算を提案す

べきではないか。要領をつくってから予算を提案すべきではないかといった議論が部内ではなかったのか。

小澤保健医療課長 結果的に要領の作成と議案の提出が同じ時期となってしまいました。

石本委員 医療機関の大きさや患者数で交付する支援金の額が変わると思うが、どういう想定をしているのか。

小澤保健医療課長 国の医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業においては、病院は、200万円プラス5万円掛ける病床数ですとか、有床診療所については200万円、また、無床診療所については100万円を支援するといった基準がありますので、それらを参考に準備をしているところです。

末吉委員 これは3病院だけではなく、このランクの病院は市内にほかにあるが、もし仮にクラスターが起きた場合には、同じような支援があるのか。それとも時限的なものなのか。

小澤保健医療課長 新型コロナウイルス感染症については、まだ収束が見えていない状況ですので、作成中の要領を踏まえ、今後その状況に応じて検討することを考えています。

前田健康推進部次長 病院については、例えば救急病院として取組をされているような病院を中心に考えています。作成中の要領を踏まえ検討が必要であれば検討していくということになります。

杉田委員 支給対象の病院は、所沢明生病院と所沢ロイヤル病院と所沢第一病院ということで、それぞれクラスターが起きたということだが、それぞれの病院において何名が感染したのか。

小澤保健医療課長 所沢第一病院については8月21日の時点で57名、所沢明生病院については8月12日の時点で28名、所沢ロイヤル病院については8月12日の時点で33名です。

杉田委員 クラスターとは言われていないが、複数人出ているところは把握しているのか。

小澤保健医療課長 発生はしているかもしれませんが、特に市のほうに連絡は来ておりません。

末吉委員 事業概要調書にクラスターという言葉はないが、その感染者数ということでは1人でもよいのか。2桁でないといけないとか。クラスターの基

	準を伺いたい。
小澤保健医療課長	クラスターは、集団感染で、複数です。
末吉委員	2名以上か。
小澤保健医療課長	5名です。
村上委員	埼玉県健康マイレージ事業は、基本的には医療費を削減することが目的とあると思うが、事業の建てつけそのものの説明をお願いしたい。
野上健康づくり支援課長	特に、コバトンマイレージの建てつけということでの認識はありませんが、国保会計と一般会計の按分の割合について県に確認したところ、按分割合については市町村に一任するとの回答でした。
村上委員	基本的にトコトコ健幸マイレージに参加するということは、所沢市の視点では歩くことによって健康になって医療費の抑制をすることが一つの大きな目的であって、その意味でいうと国保がこれに関わらないということは基本的にはないと私は考える。もう一つは、埼玉県の事業に入る際に、国保なしに一般会計だけで取り組もうとした場合には財源としては100%市の単独予算となるということでしょうか。

野上健康づくり支

援課長

そのとおりです。

村上委員

この事業を取り組むことで考えた場合には、当然国民健康保険加入者の健康を増進するというのが目的であるわけだから、国保がこれに支出をしないということは考えられない。国保を50%とするということは全体の事業費の半分は県からの補助金があるという財源的な大きな意味があつて、これを減らすと一般会計の方では財源が100%一般会計の財源となることから、割合を選択するときには、やはり国保を50%とし、しっかりと財源を確保することはベターであると思う。そういった財源問題の検討は行ったのか。

野上健康づくり支

援課長

コバトン健康マイレージに移行するに当たっては、昨年まで行っていましたところん健幸マイレージ事業の予算規模が大きかったので財源を重視した検討を行いました。参入するに当たっては、既に参入している自治体に視察に行って、その中で一般会計、国保会計の割合が多く市の町村で50%、50%であったこと、国保は保険者努力者支援制度で給付金があるということが確認できましたので、今回の事業の設計に当たってもそのような形としたものです。

村上委員 昨年の割合については48%と52%とほぼ半分で按分されているが、今年の当初予算も大体50%、50%という建てつけとなっているということでよいか。

野上健康づくり支 そのとおりです。

援課長

村上委員 今回の補正についても、同様に推移をしていってほしい、それを目標に設定をしたということでよいか。

野上健康づくり支 そのとおりです。

援課長

平井委員 確認だが、事業費の半分は一般会計、半分は国保であるが、その国保のうち、県支出金などの歳入の内訳を示していただきたい。

野上健康づくり支 国保会計の862万5,000円の全額は保険給付費等交付金となります。

援課長

平井委員 862万5,000円は保険者努力支援金から来るということで、国保を使っているけれども今回はそれから来るという理解でよいか。

野上健康づくり支
援課長

そのとおりです。

平井委員

仮に本市が割合について一般会計を70%、国保を30%とした場合
にはどのような影響があるのか。

須田健康推進部長

例えば、一般会計が7割、国保会計が3割となった場合には、一般会
計の7割分は全て財源が一般会計となります。国保会計の3割に対して
はトコトコ健幸マイレージに参加しているということで、国から保険者
努力支援制度の財源が来ますので、使った分のみ、つまり3割の分だけ
交付金が交付されるということになりますので、結果的には一般財源か
らの負担が2割増えるということになります。

杉田委員

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用する予定であ
る」との記載があるが、この予定であるとはどういったものなのか。全
額なのか、半分なのか伺いたい。

野上健康づくり支
援課長

正式には12月定例会で決まると聞いております。

矢作委員

歯科衛生指導費で8020事業がコロナの影響で実施できなかったということで、関連で伺うが、健康推進であるとか、子供の予防接種などが今年度できないという中でその対応としてどのようなことに取り組んでいるのか。

野上健康づくり支援課長

乳幼児健診は再開していますが、以前は100人での実施としていましたが、人数は半数にする形としています。その代わり回数はかなり増え週4日を健診としています。少人数で感染症対策をした上で再開している事業もありますので、全てを中止しているわけではありません。

矢作委員

赤ちゃん訪問など、現場での対応なども対応策として進めているのか。心配のあるお子さんに来てもらうことができない中での努力が必要であると思うが、いかがか。

野上健康づくり支援課長

赤ちゃん訪問は通常通り実施しております。集団での対応ができないものについては、個別での電話相談など、全て個別という形で対応しています。

休 憩（午後4時23分）

（説明員交代）

再 開（午後4時25分）

(環境クリーン部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

議案資料ナンバー 2 の 3 6 ページの緑地管理整備推進事業についてだが、若狭二丁目の市民の森 1 か所を新たにということだが、具体的にはどういう形で活用するのか。

奥村みどり自然担
当参事

場所的には若狭小学校の南側で一区画の住宅地を挟んださらに南側の樹林地です。利用形態としては、現状の樹林地の形態形状をそのまま整備し維持する形をとります。中に入って散策等はできますが、広場等は造らず、貴重なみどりを保全する地区として憩いの空間としたいと考えています。

谷口委員

そこへ入りたい方が入れるような仕組みとすることでよいか。

奥村みどり自然担
当参事

簡単な散策路を今後整備し、そこを歩いていただけるような形としたいと考えております。また、スツールといって、伐採した木の切り株を散策路の周辺において休憩ができる形にしたいと考えています。

杉田委員

そもそも当初予算が組まれていて足らなかったということだが、当初予算はどこまでを見込んでいて、今回どの部分が足りなくなったのか。

奥村みどり自然担
当参事

当初は、上山口堀口天満天神神社周辺里山保全地域について、この外周の一部において柵をするために当初予算をお願いしておりました。年度途中におきまして若狭一丁目、東所沢四丁目のまちなかみどり保全地区、若狭二丁目の市民の森の指定に関し、地権者との協議が急にまとまり、この指定に関しては借地ではありますが、通常、指定に当たっては公有地化のための予算を取らなければなりません。従いまして、年度内に契約さえすれば指定できるということで、今年度中に指定しました。指定したからには柵等で囲わなければ不法投棄等の心配があることから当初予算には予定がなかったもので、補正でお願いすることとなりました。

休 憩（午後４時２９分）

（説明員交代）

再 開（午後４時３０分）

（産業経済部、農業委員会事務局）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩（午後４時３１分）

（説明員交代）

再 開（午後４時３２分）

(街づくり計画部、建設部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

我が家の耐震診断・耐震改修補助金の追加であるが、昨日の議案質疑の中で耐震化率の目標95%に対して88.7%を推計しているという答弁があったが、集合住宅を進めることはなかなか進めることが厳しい面があると思うが、今回小手指ハイツ18棟のうち1棟ということだが、古いマンションの耐震診断は進んでいくということでよいか。

保坂建築指導担当

参事

マンションの場合は、木造住宅と違い、昭和56年以前に建てられた建物であっても、残りの耐用年数や費用等の面から、改修による耐震化が見込まれますことから、今後も引き続きマンションの耐震診断、耐震改修補助については進めてまいりたいと考えています。

矢作委員

耐震診断を実施したマンションの棟数を伺いたい。

保坂建築指導担当

参事

これまで、耐震診断の補助を受けた共同住宅は、今回の小手指ハイツを含めると現在、8棟となります。

矢作委員

改修は何棟か。

保坂建築指導担当

耐震改修の補助については今回が初めてです。

参事

矢作委員

耐震診断の情報については、各管理組合への働きかけは行っているのか。

保坂建築指導担当

参事

これまでは特にマンションの管理組合に対して周知は行っておりませんでした。本市におきましてもマンション管理組合の登録制度が始まりましたので、この機会を捉えマンション管理組合への周知を行ってまいりたいと考えています。

谷口委員

小手指ハイツということが委員からあったが、ここは小手指の人口密集地域であるが、同じような大型のマンションは小手指に何棟くらいあるのか。

保坂建築指導担当

参事

小手指駅周辺には、小手指ハイツが、18棟ということは把握していますが、その他のマンションの数については把握しておりません。市内に旧耐震基準で建築されている分譲マンションについては約130棟と把握しています。

谷口委員

小手指ハイツが18棟という答弁があったが、今回以外の小手指ハイ

ツは旧耐震として耐震診断・改修が必要となるという理解でよいか。

保坂建築指導担当
参事

小手指ハイツは18棟と申し上げましたが、そのうち旧耐震基準で建てられているものが10棟ありまして、これらについては耐震診断・耐震改修の対象になるものと考えています。

休憩（午後4時39分）

（説明員交代）

再開（午後4時40分）

（教育委員会）

【補足説明】なし

【質疑】

石本委員

タブレットを使いながら授業を行っていくと思うが、そういった技量について、教員はどれぐらいの割合が技術的にマスターしているのか。

長谷川教育センター
一担当参事

教員の情報活用能力についての市の調査の結果では、平成30年度の調査では61%で、令和元年度は58.2%が習熟していると答えています。

石本委員

そうするとハード面のものを入れても実際の授業をする際に、例えば習熟している教員に教科を教わる生徒と、得意ではない教員に教わるのでは実態的に教育環境の格差が発生するのではないかと思うが、その辺

についてはどう考えているか。

長谷川教育センタ
一担当参事

3月に端末が1人1台入って4月から全てのクラスで同じような授業は展開できないかもしれませんが、今年から既に研修会も始まりますし、少しずつ全体が使えるようにしていきたいと考えています。

石本委員

保護者の皆さんからすると、その時その時教わる教員が、誰に教わるかで格差があるということについて非常に敏感になっている。当然学校のほうとしては、その教員は得意です、この教員は不得意ですということは口が裂けても言えないだろうが、生徒からは保護者に伝わると思う。その辺の危機感はどの程度のものか。私は学校の信頼性が下がってしまうことを危惧している。

長谷川教育センタ
一担当参事

端末の使い方はいろいろあります。授業では教員とのやり取りの中で使う方法もありますし、ドリルのようなものを授業中に活用する方法もあります。また、調べ学習等に使うこともあります。一番私たちが難しいと思っているのは、生徒と教員がやり取りしながら、映し出すような授業展開です。これは、簡単にはいかないと思います。調べ学習やドリルを使って道具に慣れながら、少しずつ授業展開の中にも使っていければよいと思っております。

平井委員

今回の補正の中で、一番大きいのがG I G Aスクール構想のコンピュータ関係である。約17億円のうち、14億円がコンピュータ関係で使われることになる。この配分というはどこで決められたものか。コロナ問題では生活の問題や景気の問題、病院の経営などたくさんある中で、なぜ今使いこなせない教員も大勢いるにも関わらず、早急に導入したというのは国からの方針があったのか。

出居学校教育部長

地方創生交付金の配分については、学習者用コンピュータ整備事業ということで、約10億円の予算を計上しておりますが、こちらについては議案資料ナンバー2の44ページの4行目に「この度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限活用するため」と書かせていただいています。この内訳は当初から10億円を使うということが必ず決まっているということではなく、これからまた補正等で新たな交付金等が入ってくる可能性はありますので、この金額の設定に当たっては、この創生交付金は令和2年度中の支出負担行為にしか使えないもので、繰り越すことができないものですので、ここを1億円や2億円と決めてしまうと、それ以上交付金があつてこちらに使うお金が生まれた場合に使える額が減ってしまうこととなりますので、最大限活用するとなると、ここまでは活用できるという形の設定です。どちらにしる、こちらについては元々市で負担するものになっておりますので、現段階では最大限活用するとしたら、ここまで活用できますということですので、

最終的に交付金の額がいくらになるのか、あるいは交付金の額がはっきり決まった段階で、改めて市全体でコンピュータ整備事業に交付金をどれだけ充てるかという判断があるものと理解しております。

平井委員

I T 関連があまり得意ではない教員には教育センターでの研修を行っているとのことだったが、今でも教員はものすごく多忙で時間がなく、非常に長時間勤務で大変な中でどうやって研修を受けたりするのか。これ以上、教員に負担をかけてしまうと子供の教育がおろそかになってしまうのではないかと危惧している。その点を考慮した上での交付金の使い方なのかを聞きたい。

長谷川教育センター
一担当参事

様々な機器を導入する中で、教員の研修等も今年度既に教育センターに行かなくても学校で研修を受けられるような仕組みをつくり、少しずつ準備を進めているところです。来年度もコロナ禍以前の状態のように、学校から教育センターに行かなければいけない研修だけでなく、学校で受けられるもの、また録画を通して研修を行うような内容も考えております。今までの負担と同じような負担ではなく、教員が研修を受けるシステムをつくっています。

平井委員

そういった時間が保証されるのかを心配している。今回は消毒を行うスタッフが配置されるとのことだが、今まではそういったことも教員が

行っていたので、大変だという声が上がっていた。機器を導入するに当たって、1回聞いただけでは理解できないこともあるので、研修だけで覚えられるものではないと思う。そういった意味でも、市としても教員も困るし、生徒も困ってしまう。若い教員なら分かるかもしれないが、使い方が分からない教員との間に格差が生まれる。どういう使い方をするのかも問われる中で、研修について研究してもらうことと、学校の事業の中で使うかどうかは教員の判断によるものとして、一律的ではないということを約束していただきたいのだが、いかがか。

長谷川教育センター
一担当参事

授業の目的があり、その目的を達成するためには端末を使うこともあれば、使わないこともありますし、いろいろな体験をさせることもあれば、そうでないこともあります。端末を購入したからといって全ての授業にそれを使わなければいけないということはありませんので、徐々に使用できるように研修を行っていきたいと思っております。

平井委員

子供たちがコロナ禍での休業中にスマートフォン等で遊んでいることについて、いろいろな面で心配している。視力が低下したり、ネット依存症になるとのことだが、どうやってタブレットを授業に取り入れることと子供たちを健康被害から守っていくのか。時間を決めるということだけではなく、どのように研究しているのか。

長谷川教育センター 担当参事 学校ももちろんそうですが、家庭に持ち帰ることになったとしてもフィルタリングソフトなどによる制限や、どのように使用していくのかを含めて子供たちに教育していく必要があると思っております。

平井委員 教育していくと言うが、子供たちは教員や親の言うことを聞いてくれない。そういった端末があれば必ずはまり込んでしまう。道具として使うという説明があったが、道具に子供たちが使われてしまうことを心配している。こういったことを進めていくに当たり、専門家の意見を聞くことや、教育委員会としても勉強してほしいし、教員も弊害について学んでほしいと思うが、いかがか。

出居学校教育部長 具体的な活用の進め方については、議員の皆様からも多くの御心配をいただいております。新しいことが一気に始まりますので、私たちもその点を心配しております。端末の活用については、教員も生徒も含めてまずは使ってみないと慣れていかないというところもあります。ただ、どういう活用をするかというレベルは、教員間での違いがあるかと思いますが、基本的にはこれだけお金をかけていくからには、子供たちの勉強につながるような使い方を教員が子供たちに示していく責任があります。また、健康被害についてもスマートフォンやネットのトラブルであるとか、そういった部分の学校での対処指導や予防としての子供たちへの働きかけをしているところはありますが、今回1人1台の端末が入

るということで、こういった部分に気を付けて使うことが大切であるという子供たちへの指導はもちろんですが、家庭にも積極的に周知して、学校と家庭が同じ情報を共有できるであるとか、そういったことを元に子供と親御さんが改めて話し合ってルールを決めていくということを含めて、家庭の協力を求めながら進めていこうと考えております。

村上委員

G I G Aスクール構想について、コロナ禍で国からの予算を投入しようという流れになっているが、そもそもG I G Aスクール構想は一人一人が端末を持って、どんどんやっていくという話ではなくて、プログラミング教育の一環として、端末を使っていくということだったと思うが、その関連についてはどうなっているのか。

出居学校教育部長

小学校におけるプログラミング教育での活用ということは当然念頭にあるかと思うのですが、プログラミング教育自体はパソコンを使ってやるものばかりではありません。低学年からいわゆるカードゲームのような形で命令と動作を関連付けるようなことであるとか、評価の中に取り入れるようなこともありますので、プログラミング教育を進めるために端末を1人1台用意するというものではないかと思えます。ただ、こういった世の中の流れの中で、プログラミング的な思考を子供のうちから学んでいく必要があるということと、こういった道具を使いこなしていけるということが必要だと認識しております。

村上委員 端末を使っていろいろなことを子供たちができるという印象だが、この端末はそんな使い方ができるものなのか。自宅に持ち帰ってW i - F i 環境でいろいろな仕事ができる端末なのか。

長谷川教育センター
一担当参事 端末にはいろいろな使い方があり、授業中に教員と生徒、生徒同士のやりとりがあります。また、ドリルを使って個別に対応した学習をすることもできます。さらに、調べ学習で様々なことを調べることもできます。最終的には、こうした様々なことをやりながら、それを道具として使って子供たちの創造性を育てていくということが目的です。

村上委員 そういうことではなくて、この端末を持ったら、ゲームやインターネットにつないで、いろいろなことに使えるのか。

長谷川教育センター
一担当参事 ゲーム等だけにならないようフィルタリングをかけ、そうしたゲームを使えるようにはならないようになっております。

村上委員 あくまでも今回これを導入しても教育の目的以外には使えないという事でよいのか。これを使うことでゲーム中毒になるというような不安があるが、端末を導入しても教育目的以外には使えないということか。そこをはっきりと説明しないからいろいろな議論が出るのではない

か。

長谷川教育センタ
一担当参事

ゲームは使えないようになっております。

村上委員

議案資料ナンバー2の42ページの家庭学習のためのSIMカードについてだが、家庭の中にWi-Fi環境がない家庭は2%という説明だったが、2%の中にスマートフォンだけ持っているという家庭は入っているのか。

長谷川教育センタ
一担当参事

入っておりません。

村上委員

スマートフォンだけを持っている家庭についてはWi-FiルータやSIMカードの貸出しはしないということか。

長谷川教育センタ
一担当参事

何も持っていない家庭が2%で、その家庭にWi-Fiルータを貸し出す予定です。

村上委員

スマートフォンだけを持っている家庭には貸出しはしないということか。

長谷川教育センター
一担当参事

その家庭にはテザリング等でインターネット環境につないでいただき、使用していただく予定です。

村上委員

テザリング等を使用したら金銭的負担が増えることになるが、それは考えていないということか。

長谷川教育センター
一担当参事

家庭に持ち帰るということは、緊急事態が起こった場合、すぐ3月からなるべく貸し出せるような仕組みはつくろうと思っておりますが、常に端末を家庭に持ち帰るということは、制度設計ができなければすぐには難しいと考えております。

村上委員

今の設定の考え方は分かったが、スマートフォンだけの家庭には貸し出さないという結論は変わらないということか。

出居学校教育部長

今回の500台のルータやSIMカードの貸出については、あくまでも緊急的なもの、急にお休みをしなくてはならないということになったときの対応のために、まずはスマートフォンを含めたインターネット環境が全くない家庭の学習の保障をある程度していくという観点です。今後、家庭での通信費が発生することや、インターネット環境を整備するかですとか、通信費をどのような形で市として考えていくかということ

について、現在、制度設計をしておりますので、最終的な結論が出ておりません。

谷口委員

議案資料ナンバー2の42ページと44ページで、コロナウイルス感染症により学校が休業せざるを得なくなった。答弁にもあったが緊急対応の中で授業を確保するために進めてきたことだと思う。何年後かに違うウイルスが発生するかもしれない。今回のコロナの関係では欧米に比べ、日本のデジタル環境が非常に劣っているということで、デジタル社会に移行していく中で労働生産性を向上していくために小学校の段階から、こういったデジタルのものを普及させていきながら日本全体をどうしていくかという流れにあると私は思っている。

その中で、ICT支援員は来年度の配置は難しいという話があったが、その理由は金銭的な負担なのか、来年度はタイミング的に支援員を活用することが早いと考えているからなのか。

出居学校教育部長

大きな理由としては財政的なものと考えております。現在、人的支援はかなり入っております、ICT支援員についても、スクールサポーターと同様に国の補助の対象になっていますが、人に対する補助は今年度限りとなっております。本市の場合は、パソコンが導入されるのが来年3月に入ってからとなり、実際の稼働は4月に入ってからとなります。校内LANの整備も併せて進めておりますが、回線が太くなるのは

来年9月になってからになります。それまでは一斉に使用した場合に止まってしまうことや、動きが鈍くなってしまうということもありますので、今年度のICT支援員の募集はパソコンの納期との関係があり、来年度については人的支援の拡大は難しいと判断しております。

谷口委員

ICT支援員の導入は現状では難しいということだが、そうするとタブレット端末のリース契約などがあり、納入業者のサポートやノウハウのある教員で現状をしのぐしかないということか。

出居学校教育部長

リース会社で行われる定期的な研修や今年の12月から始める予定の教育センターでの研修や教育センターの担当による支援ということを現状では考えております。

谷口委員

近くで支えてくれる人がいないと苦手な人は聞くこともできないことになる。金銭的な問題はあると思うが、中長期的な考えでもう少し他の方法は浮かんでこないものか。

出居学校教育部長

どのように使用していくかというマニュアルですとか、道具の使い方の研修に目が向いてしまっているところがあるのが事実です。これだけ大きく学校生活が変わっていく時であると思いますので、中長期な視点でどのように進めていくかですとか、どの方向に発展させていくかとい

う必要性については認識しているところですが、現状ではどのように教員に使ってもらうようにするかという短期的な技法の研修になってしまっております。

矢作委員

タブレット端末の活用について、これから研修を行っていくということだが、例えばアプリであるとかソフトを使っていくのか。現時点での教科にはこういうものを使っていこうと検討しているものはあるか。

長谷川教育センター
一担当参事

ソフトは今回導入したものが2種類あります。1つ目はドリル、2つ目は授業支援ソフトです。ワードやエクセルに類似したソフトは初めから使えるようになっております。個人的に新しくソフトを入れることはできないので、学校で指定したものを共有して使うという形になります。

矢作委員

教育委員会で何か教科でこういうものを活用しようという考えはあるか。

長谷川教育センター
一担当参事

全ての教科ではありませんが、デジタル教科書を使っていこうと考えております。デジタル教科書の中には映像を体験できたり、詳しく資料を見たりすることができたりしますし、そうしたことを全員で共有することができます。デジタル教科書の中で、このような授業を工夫すること

とができると考えております。また、来年の教科書には様々なQRコード等が付いていて、それを1人1台端末で読み取りながらインターネットにつないで利用することができるようになっております。

石本委員

タブレット端末に関する技量のある教員と、ない教員がいるということが現実にあると思うが、人事異動に影響があると思う。教員の数が少ない小規模な学校では、技量のない教員が集まってしまうと手助けもできないということにもなる可能性がある。県教育委員会からは人事異動に関しての話はあるのか。

出居学校教育部長

現時点では県教育委員会からICT環境に特化した形での人事異動についての方針や方向性に関するものではありません。

矢作委員

修学旅行を計画している学校もあるという答弁があったが、振り替えて違う行事を行ったという取組は行われているか。

関根学校教育部次長

修学旅行を中止にしている学校でも、コロナ禍が少し終息するかもしれない年度末に、代替の行事を検討しているという学校があるということとは聞いております。

矢作委員

最終学年であるとか、大事な行事だと思うので、何も無いというのは

子供や保護者は残念に思うのではないか。各学校で何らかの工夫をして取り組んでいくということか。

関根学校教育部次
長

実際の教育課程については、各学校が設定するものですので一様に申し上げることはできませんが、現状としましては何かできることはないかということは各学校で考えていると思います。

石本委員

修学旅行の積立金は全額補償されるのか。

糟谷教育総務課長

キャンセル料の補填については、発生したキャンセル料の部分を補償するものですので、キャンセル料が発生していない場合は補填されることはありません。

石本委員

積立金が戻ってくるということか。

糟谷教育総務課長

基本的に旅行が中止になった場合は、旅行代金として積立てたものは返金されます。

杉田委員

キャンセルしたがキャンセル料が発生しなかったものはあるのか。キャンセル料が発生することが分かっている学校はあるか。分かっているものがあれば、金額が大きいもの、小さいものを示していただきたい。

糟谷教育総務課長

実際に中止を決定してキャンセル料が発生していない学校はあります。また、キャンセル料が確定している学校の中でも、キャンセル料については契約の内容がまちまちですので、1人当たり数百円単位から何千円単位ということで各校の金額はバラバラです。

休 憩 (午後5時21分)

(説明員交代)

再 開 (午後5時24分)

(財務部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

杉田委員

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しているものが多くあるが、財務部としてどのように見込んでいるのか。

新井財政担当参事

コロナ関係の歳出については、これまで4月臨時会から始まって、今定例会でお願いしている件まで数々ありますが、水道事業会計で水道料金を免除したものまで含めると約40億円コロナ関係の事業を展開しているところです。その一部は国から補助金が別途入ってくるものなどがあります。先ほど委員からご紹介があったとおり地方創生臨時交付金

については、第1次配分で約6億円、第2次配分で約17億円、合計で約23億円が現在のところ入ってくることとなっております。事業費約40億円について、交付金約23億円の分が充てられるということです。加えて、いつになるかは未定ですが、第3次配分の交付も見込んでいます。現在のところ事業費は約40億円ですが、12月定例会においても補正予算として新たな事業をお願いをする可能性もあります。そういったことも含めて、臨時交付金を充てていくこととなりますが、そこで充当できなかった分については、そのまま一般財源で事業を行うこととなります。

矢作委員

第3次配分については未定ということであったが、情報が全く来ていないということか。

新井財政担当参事

第3次配分で交付される分は、国の一次補正による臨時交付金1兆円のうち、全国の都道府県と市区町村に配分された7,000億円の残りの3,000億円分が改めて配分されるということです。内容は国庫補助事業の地方負担分ということとなっております。これまでの約40億円の事業費の中には、既に国庫の補助金がついているようなものもあります。その地方単独分について、充当ができるようなものが改めて交付されるということとなっております。額についてはまた何らかの配分の割合が示される場所であると思いますが、現在のところ、全く情報が

来ていない状況です。

矢作委員

今回の補正予算は、大変厳しい緊縮財政という形で臨まれていると思う。先送りにした事業も幾つかあったが、例えば、明らかに分かっているところでは、まちづくりセンターの利用が全くなかったということで、入ってくる分が減っていくと見ていると思うし、来年度においては税金が減っていくということで、この辺についてはどのように考えているのか。

新井財政担当参事

まちづくりセンターを含めて、施設の使用料等の収入に関しては、御承知のとおり、4、5月辺りは休館をしている状況でしたが、それ以降、利用していただいている状況です。改めてこの段階で歳入について減額補正をすることは行わず、必要であれば、3月定例会での補正予算でお願いさせていただきたいと考えています。来年度の見込みについては、使用料などは市の一般会計に占める割合としては大きなものではありません。大きなものは税となります。確実に税金については落ちていくだろうという見込みはしていますが、どれくらいの規模になるのかは、現在のところ算出できていません。これから、国においても予算編成がスタートしていきますので、新たな財源や施策が用意されるのではないかと期待を込めて、動向を注視しながら、予算編成に臨んでいきたいと考えています。

粕谷委員

確認だが、今回の9月補正においては、医師会の補助金やコロナ対策費等があったと思うが、臨時会とするのか、先に審議するとか、ここで審議を待たずにやる方法はなかったのか。

林財務部長

専決処分を行うことや7月、8月に臨時会を招集するという選択肢もあったのかと思いますが、議会にお認めいただくことが大事であることから、待てるものについてはそこまで待って、先に審議という形で御議論いただくのが一番正しい形であろうという判断をしたものです。

粕谷委員

そういった理由であれば、臨時会でも議会で審議するものなので、それでもよかったのではないか。

林財務部長

実際に、4月、5月にも臨時会を開いていただきました。議会がない場合にはそのようお願いするということですが、今回の場合は、そこまでの緊急ではないとの判断をさせていただいたものです。

粕谷委員

予算の組み方について伺うが、寄附金を10万円頂いて、図書館の備品を購入するというのがあったと思うが、10万円の寄附を頂いて、10万円の支出であったが、これについては寄附者の意向や財源的なものをどのように捉えているのか。

新井財政担当参事

寄附金について、財務部では、ふるさと寄附のようにどんなことに使
ってほしいといった大きな括りでの寄附は受け付けていますが、具体的
に細かく指定された場合には各課で受けていただいております。基本的
には、寄附者の意向に沿うように、交付額と同額のものがあれば一番よ
いのですが、もし不足するようであれば一般財源を足して補正予算とな
ります。そのような流れとなっています。

粕谷委員

足りないときには一般財源を使うということだが、10万円の寄附
で、10万円の予算が組んでであると、10万円以内でしか支出ができな
い。実際に寄附者が10万円寄附しても、財源が余る可能性がある。そ
のお金はどのようになるのか。

新井財政担当参事

今回の教育総務部から出された予算要求で、その積算については、所
管課が見積をとったものであり、その額で予算として計上したところで
す。仮に、余った場合については、どこか似たようなところに充当しな
ければ、一般財源となってしまいます。見積を取ったところ、余らない
ような額であったというものです。

【質疑終結】

休 憩 (午後5時36分)

(協議会を開催)

再 開 (午後6時30分)

【意見】

石本委員

議案第104号「令和2年度所沢市一般会計補正予算(第9号)」に立憲民主党を代表して意見を申し上げます。債務負担行為「(仮称)乗合ワゴン運行事業(三ヶ島地区)」に対する損失補償2,316万円についてですが、高齢化の進展によりところバスを始め、地域公共交通のあり方は、これまで議論されてきました。今回、乗合ワゴンの実証実験は今までのところバスを中心とした議論から一歩前進したことは評価します。しかし、事業の設計や事業開始後の評価の在り方が曖昧に感じます。これまでもところバスの増便に関しては、赤字補填を理由に増便できない旨の答弁がされてきました。具体的に三ヶ島地区において、地域の要望により平成21年に、三ヶ島地区循環コースを設定しましたが、わずか4年でそのコースは変更となりました。また、東村山へ乗り入れた際も、乗客数が見込みよりはるかに少なく、早々と撤退しました。地域の要望から始まっても、公共交通の政策は実際に乗客が乗るかどうか大きなポイントになります。今回の事業では、実証実験とはいえ明確な赤字補填のラインが明示されていなく、どこまで市が負担するのか不明です。これでは三ヶ島地区以外の市民からの理解はなかなか得られないのではないのでしょうか。市民に説明するためにも過去の経緯等を踏まえた明確な赤字補填の上限額や乗客数の基準を求めます。

また、所沢市地域公共交通会議にこの事業について諮問をした時期が議会に提案した時期とほぼ同じで、答申をもらっていない事業であることも政策プロセスに疑問を感じます。答申の内容を議会はどのように生かすことができるのでしょうか。

次に、地域医療を維持するための感染症対策支援金800万円ですが、新型コロナウイルス感染拡大でクラスターが発生した医療機関は大変お気の毒とは思いますが、クラスターが発生していない医療機関も大変ご苦労されています。また、今後今回支給対象でない医療機関もクラスター等が発生する可能性もあります。今回の資金は市民から見ればお見舞金と映る方もいるかと思えます。そもそも感謝の気持ちはプライスレスと考える方もいると思えます。税金が投入される以上、支援金の支給には明確な基準等を一日も早く作成し、市民から見て公平公正と一目で分かるようにしてください。

以上申し上げ、賛成の意見といたします。

杉田委員

議案第104号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第9号）」について至誠自民クラブを代表して意見を申し上げます。

（仮称）乗合ワゴン運行事業については、今後他地区での実施にも影響を及ぼすことであるから、事業の継続性を重視し、市の将来的な財政負担が過大にならないよう実証運行の結果等をきめ細やかに分析するとともに、必要に応じて路線、便数、運賃等を含め柔軟な見直しを検討

していただきたい。

次に、リモートアクセス環境等整備事業については議会としてもweb会議等の導入を検討しているところであり、本予算の執行により整備されるパソコン等の機器の利用に当たっては特段の配慮も御検討いただきたいことを申し添えて賛成の意見といたします。

平井委員

議案第104号の中の学習者用コンピュータ整備事業について日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。GIGAスクール構想そのものは、経済産業省の提言によって作られたものであり、教育界から声が上がっておりません。しかし、コロナ後新たな状況が生まれて、休校になったり、今後もあるいは地域ごとに休校がありえる状況でもありまして、そういう緊急時において、ICTは教員、子供間のコミュニケーションを取る有効な手立てであることは認めております。しかしながら、次の点に注意していただきたいと思います。

最初に、子供たちの中で家庭の貧困による格差が無いように、通信費については公費負担にしていきたい。

次に、実際に教員と子供たちが使えるようになるまで、できればICT支援員を全校1人は配置をしていただきたい。

次に、ネットやスマホによる子供への健康被害が心配されていますが、同様にこの問題については研究と、現時点での皆さん方の情報を共有して、何らかの手立てを講じることを求めたいと思います。

最後に、通常授業で使うかどうかは上からの命令ではなく、教員に委ねて強制はしないことを求めたいと思います。

今後もICTを使う授業が出てきますけれども、十分に注意して子供たちと教員の心が通い合う教育を進めてもらうために、ぜひ頑張っているだけきたいことを申し添えまして、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第104号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

◎閉会中継続審査申出の件

閉会中継続審査申出の件については、別紙2のとおり申し出ることと
した。

散 会 (午後6時38分)

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和2年第3回（9月）定例会

予算常任委員会

予算に関する事項について